

川内原子力発電所に関する
地元関係者及び事業者との意見交換

原子力規制委員会

川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
議事録

1. 日時

令和8年2月14日（土） 13：30～15：39

2. 場所

鹿児島県原子力防災センター

3. 議題

川内原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換

4. 配布資料

(1) 議事次第

(2) 出席者一覧

(3) 座席表

(4) 委員による現地視察及び地元関係者との意見交換について

(平成29年11月15日原子力規制委員会資料)

5. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員長

神田 玲子 原子力規制委員会 委員

地元関係者

塩田 康一 鹿児島県 知事

日高 滋 鹿児島県議会 議長

田中 良二 薩摩川内市長

下園 政喜 薩摩川内市議会 議長

中屋 謙治 いちき串木野市長

松崎 幹夫 いちき串木野市議会 議長

西平 良将 阿久根市長
牟田 学 阿久根市議会 議長
下鶴 隆央 鹿児島市長
水之浦 達也 鹿児島市 危機管理局長
富田 忍 出水市 副市長
杉本 尚喜 出水市議会 議長
永山 由高 日置市長
富迫 克彦 日置市議会 議長
堂路 温幸 始良市 副市長
小山田 邦弘 始良市議会 議長
角 茂樹 さつま町 副町長
新改 秀作 さつま町議会 議長
長岡 勇二 長島町 副町長
林 誠治 長島町議会 議長

九州電力株式会社

西山 勝 代表取締役社長執行役員
林田 道生 取締役常務執行役員 原子力発電本部長
下田 政彦 常務執行役員 立地コミュニケーション本部長
大久保 康志 執行役員 川内原子力総合事務所長

事務局

田口 達也 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課長
関口 澄夫 原子力規制庁長官官房総務課広報室長
川越 和浩 原子力規制庁川内原子力規制事務所長

6. 議事録

○川越所長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。これより原子力規制委員会、川内原子力発電所の地元関係者との意見交換を開始いたします。

私は、原子力規制庁川内原子力規制事務所所長の川越と申します。よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、原子力規制委員会委員より御挨拶を行わせていただきます。マ

イクの関係がございますので、着席のままでの御挨拶とさせていただきます。

それでは、山中委員長、お願いします。

○山中委員長 お忙しい中、皆様、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

私、川内原子力発電所への訪問は、今回で3回目になります。また、川内原子力発電所地元自治体との意見交換は二度目ということになります。原子力施設の地元の自治体の皆様との意見交換というのは、原子力規制委員会にとっても非常に重要な機会でございます。これまでもいただいた御意見に基づいて、ヨウ素剤の配布の方法ですとか、屋内退避についての考え方など、原災指針の継続的な改善を行ってまいりました。

本日は、活発な御議論、意見をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○川越所長 ありがとうございます。

続いて、神田委員、お願いします。

○神田委員 原子力規制委員の神田でございます。

本日は、このような機会を頂戴しまして、どうもありがとうございます。

私は、放射線防護を専門としておりまして、昨年9月に規制委員になって、まだ5か月たったところでございます。本日は、委員として初めて原子力発電所の地元を訪問させていただきましたので、少々緊張しておりますが、地元の自治体の皆様からいろんな御意見を賜って、これを原子力安全につなげていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○川越所長 ありがとうございます。

それでは、本日の出席者を御紹介いたします。

初めに、地元自治体の皆様です。

鹿児島県、塩田康一知事。

鹿児島県、日高滋鹿児島県議会議長。

薩摩川内市、田中良二市長。

薩摩川内市、下園政喜薩摩川内市議会議長。

いちき串木野市、中屋謙治市長。

いちき串木野市、松崎幹夫いちき串木野市議会議長。

阿久根市、西平良将市長。

阿久根市、牟田学阿久根市議会議長。

鹿児島市、下鶴隆央市長。

鹿児島市、水之浦達也危機管理局長。

出水市、富田忍副市長。

出水市、杉本尚喜出水市議会議長。

日置市、永山由高市長。

日置市、富迫克彦日置市議会議長。

始良市、堂路温幸副市長。

始良市、小山田邦弘始良市議会議長。

さつま町、角茂樹副町長。

さつま町、新改秀作さつま町議会議長。

長島町、長岡勇二副町長。

長島町、林誠治長島町議会議長。

続きまして、九州電力株式会社より、西山勝代表取締役社長執行役員。

林田道生取締役常務執行役員、原子力発電本部長。

下田政彦常務執行役員、立地コミュニケーション本部長。

大久保康志執行役員、川内原子力総合事務所長。

皆様、よろしく願いいたします。

本日の進め方ですが、本日、午前中に、山中委員長及び神田委員が川内原子力発電所の視察を行っておりますので、まず、最初に、本視察に関する所感を述べさせていただき、その後、地元自治体の皆様との意見交換を行います。

会合全体の終了は、15時30分を予定しております。

それでは、川内原子力発電所視察を踏まえた所感から始めたいと思います。ここからは山中委員長に司会進行をお願いしたいと思います。

○山中委員長 それでは、これから私が司会進行を務めさせていただきます。

本日、午前中の川内原子力発電所視察を踏まえました所感でございますけれども、まず、本日は、川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設、緊急時対策棟、乾式貯蔵施設の建設予定地を視察させていただきました。特重施設、緊急時対策所については、私、直接審査に携わっておりまして、施設の建設予定地をこれまで現地調査などで拝見をさせていただいてきたところでございますが、本日は、完成した特重施設の内部、さらには緊急時対策棟の内部を詳細に視察をさせていただくことができました。

また、その運用状況も実際に職員の方々の職務を拝見することができまして、改めて重大事故への対策が整ったことを確認することができました。非常に堅牢な施設が完成をして、非常に安全性も向上したという感想を持っております。

川内原子力発電所は、非常にフラットでゆったりとした敷地に建設されており、自然ハザードに対しても、その備えが非常に行き届いているというふう感じた次第でございます。今回が三度目の視察になりますけれども、毎回しっかりと調査をさせていただいて、職員の訓練の様子なども拝見する機会を得ているところでございます。

私のほうから所感、以上でございますが、まず、神田委員のほうから所感をお願いいたします。

○神田委員 委員長の話にもございましたように、安全確保の要となる施設についても視察をさせていただきました。委員に就任してこの5か月、委員会の席上でも度々、特重施設については議題に上っておりましたので、勉強はしてきたところではございますけれども、実際に実物を見せていただき、その大きさですとか堅牢さ、様々な設備ということを実感することができました。また、緊急時対策棟も安全関係の施設としては極めて重要な施設でございます。これらの施設を見せていただいたことで、川内原子力発電所の安全への取組というものを確認させていただいたというふうに思っております。

施設の運営には、中の人たちが大変重要な位置を占めますが、そういう意味でも、実際に特重施設で監視をされている方のお話ですとか、緊急時対策棟の初動体制構築で、どのように職員の方々が参集されるかというお話を伺えたのも大きな成果だというふうに思っております。いつ起こるか分からない緊急時対応に24時間365日準備をしておくというのは、相当の負荷と緊張を伴うことではございますけれども、これは事業者の責務として、引き続きしっかりとお願いしたいということを九州電力様にはお伝えしたところでございます。

以上です。

○山中委員長 それでは、九州電力からも一言発言いただければと思います。

○西山社長（九州電力） ありがとうございます。九州電力の西山でございます。

川内原子力発電所におきましては、1号機、2号機ともに40年運転を迎えることができました。地域の皆様、原子力規制委員会の皆様には、本当に心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、本日は、原子力規制委員会の皆様におかれましては、朝早くから施設を見学いた

だき、また、実際に運用に当たっている社員の働きも見ていただきまして、本当にありがとうございます。

当社、特定事故等対処施設、そして緊急時対策棟が完成し、それを着実に運用することで、安全確保への備えがより高まったというふうに考えておりますが、それを現地で御確認、御覧いただいたということは、とても意義がある、よかったことだというふうに考えております。

私どもとしましては、今後も地域の皆様に安心していただけるように、引き続き安全・安定運転に努めてまいりたいと考えております。

本日は、原子力規制委員会の皆様、地元関係者の皆様、そして、事業者である当社の3者が一堂に会する貴重な場だというふうに捉えております。活発な意見交換をお願いできればというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長 それでは、ここから地元自治体の皆様との意見交換に移りたいと思います。なるべく皆様から御発言をいただきたいと思いますが、時間的制約もございまして、最初に、鹿児島県知事、それから鹿児島県内の自治体の皆様から御発言をお願いしたいと思います。

まず、鹿児島県、塩田知事、お願いをいたします。

○塩田知事（鹿児島県） 本日は、山中委員長、神田委員におかれましては、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

川内原発の1号機につきましては令和6年7月4日から、2号機につきましては今年の11月28日から、運転開始後40年を超える期間に入っております。県としましては、今後とも原発の立地県として、常に事故の発生を念頭に置いて、県民の生命と暮らしを守る観点から、川内原発の安全対策、防災対策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

原子力規制委員会におかれては、特に以下の点をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目は乾式貯蔵施設でございます。本日、午前中に委員長、そして神田委員には建設予定地を御視察いただいたということでございますが、この乾式貯蔵施設の原子炉設置変更許可申請についてでございます。

今年の10月に九州電力から原子力規制委員会に対し、川内原発の使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請が行われました。県としては、原子力規制委員会において乾式貯蔵施設の原子炉設置変更許可申請について、厳格な審査を行った上で、県

の原子力専門委員会で審査結果について御説明いただくなど、その審査結果について、県民への分かりやすい情報発信、説明等行っていただきたいと考えておりますが、今、審査の途中だというふうに思いますけれども、審査の、現時点で懸念事項等がございましたら、お聞かせいただければと思います。

2点目は、六ヶ所の再処理工場でございます。日本原燃株式会社が今、整備計画を進めている六ヶ所の再処理工場についてでございます。

川内原発の使用済燃料について、九州電力は、これまでも国のエネルギー基本計画に従って、日本原燃の六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としており、同工場の運転計画や発電所内の貯蔵状況を踏まえて、計画的に搬出していくこととしております。

このため、川内原発の乾式貯蔵施設についても、九州電力によりますと、使用済燃料を同工場へ搬出するまでの間、あくまでも一時的な貯蔵の信頼性及び運用性の向上を目的として設置するとしております。

一方で、同工場については、竣工時期がこれまで何度も延期をされ、2026年度の竣工予定というふうに伺っておりますが、現在も原子力規制委員会による審査が続けられております。

県としては、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場について、着実な審査、検査を行っていただくとともに、その状況について、県民・国民への分かりやすい情報発信、説明等に努めていただきたいと考えております。同工場の審査状況と今後の審査見通しについて、お伺いできればと思います。

3点目は、川内原発の運転期間延長に関して、鹿児島県から規制委員会に対して行った要請への対応についてでございます。

川内原発の運転期間延長に関して、令和5年7月26日に本県が原子力規制委員会に対して要請した最新の知見に基づく安全規制の不断の検討など、10項目の要請事項については、県の原子力専門委員会において、これまでも原子力規制庁から対応状況を御説明いただいております。県としても、県からの要請については、取組の継続や将来の知見拡充などに関する事項が多くあることから、今後も引き続き原子力規制委員会において対応を行い、その内容について、県民の皆様に分かりやすく説明をしていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、4点目は、屋内退避の運用についてでございます。

昨年10月に改正された原子力災害対策指針においては、屋内退避中においても生活を維

持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることなどの屋内退避の運用について盛り込まれております。

また、原子力規制委員会においては、同改正指針に基づいて、屋内退避の考え方及びその運用を記載した同指針の関連文書を作成し、屋内退避に対する理解の一層の浸透を図るとされております。

一方で、屋内退避については、住民の皆様のご生活や民間事業者の活動に直接関わる内容であることから、県としては、屋内退避の運用に係る原子力災害対策指針の改正内容等について、引き続き県民への分かりやすい情報発信、説明等をお願いしたいと考えております。

5点目といたしまして、次世代革新炉についてでございます。

国の第7次エネルギー基本計画においては、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組むこととされております。このうち、革新軽水炉については、設計段階から新たな安全メカニズムを組み込むことにより、事故の発生リスクを抑制し、万が一の事故があった場合にも、放射性物質の放出を回避・抑制するための機能を強化したより安全なものとなるよう、実用化、開発を進めるとされております。この革新軽水炉の規制上の取扱いについて、今後の見通し等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

次、最後、6点目でございますが、中部電力の不正行為を受けた今後の対応でございます。

先月、中部電力浜岡原発の基準地震動策定において、不正行為があるということが発覚しました。このようなことが発生したことは、原発の安全・安心の観点から、大変遺憾なことであると考えております。原子力施設の安全確保に対して、一義的な責任を有するのは事業者であります。原子力規制委員会におかれましても、今後の安全規制につきましては万全を期していただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○山中委員長 非常に貴重な御意見、御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。乾式貯蔵施設の審査の状況、あるいは乾式貯蔵施設について、県民の皆さんに分かりやすい説明を規制委員会をお願いをしますという御依頼だったかというふうに捉えているところでございます。

まず、審査の状況でございますけれども、昨年からの設置許可の審査が始まったところで

ございまして、乾式貯蔵施設といいますのは、金属キャスクという堅牢な容器の中に使用済燃料、十分に20年間ぐらい冷却をさせた燃料を堅牢なキャスクの中に入れて建屋に貯蔵するという、そういう施設でございまして、通常、使用済燃料というのは、燃料ピットと呼ばれるプールに貯蔵されるわけでございますけれども。それに比べますと、非常に容器自身も堅牢でございますし、十分に安全性もこれまで確認をされた貯蔵方法でございますので、リスクの非常に小さい施設だというふうにお考えいただいてもいいかと思えます。これまで原子力発電所の施設内にこのような施設を建設、あるいは運用するというのは、もう既に始まっているところでございまして、我々も多くの審査実績を持っているところでございます。

ちょうど川内原子力発電所に設置をされます乾式貯蔵施設といいますのは、東北電力の女川原子力発電所に設置をされる施設と同様の設備を持った施設でございます。これまでも審査実績、非常にございますので、それほど難しい審査にはならないかというふうに思えますし、その施設の安全上の課題というところも特段大きな懸念を我々、持っているわけではございません。

住民の方々が御不安に思われる点というのは十分に理解できるところでございますので、御希望がございましたら、我々規制委員会、あるいは事務所の検査官が説明に伺うということも可能でございますので、御指示いただければというふうに思えます。

2点目でございますけれども、再処理工場の六ヶ所村の工場の審査の状況はいかにということでございます。

許可は既に下りているところでございますけれども、現在、設工認の審査の2分割目の最終段階に来ているという状況でございます。この後、保安規定の審査、使用前の事業者による検査、それから、その検査に対する我々の使用前確認の後に工場が稼働という運びになろうかと思えます。いつその状態に向かっているかということについては、まだ時期について正確にお答えすることはできませんけれども、設工認2段階目の最終段階であるということは、今日、この場で報告をさせていただけるかなというふうに考えているところでございます。

また、3番目でございますけれども、川内原子力発電所1号炉、2号炉とも、40年を超えた運転を開始しているところでございます。昨年6月に長期施設管理計画の認可制度という制度が施行されております。この制度に、いわゆる認可をされた原子力発電所については、30年であれば40年までの間、基準適合性がしっかりと確認された。10年間は運転して

いただいても問題はない。川内原子力発電所の場合には、40年目にその認可を与えておりますので、40年～50年の間、基準適合性はしっかりと確認できているという、そういう状態でございます。

これまで運転延長と申しますと、40年に一回、20年間の運転延長を認められていたわけでございますけれども、それをよりきめ細やかに10年ごとに基準適合性を、次の10年間について、しっかりと劣化の度合いを確かめながら確認をしていくという制度に変えました。もちろん高経年化に対するしっかりとした評価も行いますし、また、長期間利用するということになりますので、設計の古さということについても十分審査の中で検討をし、基準を適合しているかどうかということについては、確認をして認可を与えるという、そういう制度運営をしているところでございます。

4番目の御質問でございます。屋内退避の運用についての考え方、このあたりをもう少し県民に分かりやすく説明できないかという御意見だったというふうに理解をしております。

原子力発電所の地元の自治体の皆様との意見交換の中で、かつてやはり、よくいただいた御意見として、屋内退避はいつまで、どういう形で実施をしたらいいのかという、そういう御質問をよくいただきました。そういう地元との意見交換のいろんな御依頼あるいは御意見に基づきまして、2年前から運用の仕方について、より具体的に自治体の皆さん、あるいは住民の皆さんに御理解していただきやすい運用の仕方というものを提案させていただきました。

一つ大きく変わった点が、屋内退避の継続の判断をおおよそ3日目で判断をしていただくこと。その間、それ以上継続するとなれば、仮に物資の支援ですとか、人的支援をそれぞれの御自宅で屋内退避をされている場合には、その支援をしていただく。あるいは、それが不可能な場合には、避難所に移動していただき、いろんな支援を受けていただくという、そういう運用の仕方を提案させていただきました。

また、民間の事業者の方々も、この期間、屋内退避が可能だという期間については、営業していただくことも可能でございますし、自治体としっかりと協定を結んでいただき、そういう事業者に営業をしていただくということも可能だという考え方を示させていただきました。

原災指針については、既に改定を済ませたところでございますけれども、関係しますより具体的な方策についての関連文書については、近々、国民の皆さんからいただいた意見

も参考にして、発行する予定にしております。

五つ目の御質問でございます。知事は、次世代革新炉という御表現をされましたけれども、我々は建替え原子炉という表現をさせていただいて、ATENAという事業者の団体と意見交換を今しているところでございます。規制上の取扱い、あるいは課題について、どういった点があるのか、あるいはないのか、どういうふうに審査を進めていったらいいのかというような点の意見交換をさせていただいているところでございまして、概ね三つの課題がございましたけれども、その課題は概ね聞き取れたかなというところでございまして、今後、規制上の取扱い等について委員会で議論をして、できれば、できるだけ早く建替え原子炉というものについての申請がございましたら、審査ができるような体制を整えたいというふうに考えているところでございます。

6点目でございますが、昨今、発生をいたしました中部電力の不正事案でございます。

中部電力が行いました不正事案でございますけれども、原子力発電所の建屋、あるいは施設の耐震性の評価に、これはもう大本となる基準地震動の捏造という極めて深刻な案件でございます。安全の確保の第一義の責任は事業者にある。これはもちろんのところでございますが、このように我々規制当局を欺こうとして出されたデータそのものを純粋科学的に正しいか、不正なものであるかというのを判断するというのは、非常に困難でございます。

ただ、我々、一方、多層の審査制度を設けておりまして、厳正な多層の審査を事業者に対しては求めているところでございます。また、新しい検査制度の中では、データそのものにも当然、我々の検査官、アクセスできますし、原子力発電所の職員に直接インタビューすることも可能でございます。これまでのところ、中部電力以外の他事業者では、データの不正というものは審査の中で確認をされておられませんし、また、電力会社の安全文化の劣化ということも検査の中では確認をされておられません。九州電力を含めて、中部電力以外の他事業者、限りなく安全の確保の第一義の責任をきっちりと全うしていただいている事業者であるというふうに我々、判断しているところでございます。

一方、私ども規制委員会が不正を初期の段階で見抜けなかったということも事実でございます。我々、継続的に改善をして、このような不正が二度と発生しないような環境あるいはルールづくりを早急に進めたいというふうに考えているところでございます。

十分なお答えになったかどうか分かりませんが、知事、いかがでございましょうか。

○塩田知事（鹿児島県） それぞれ丁寧に御回答いただきまして、誠にありがとうございます。引き続き、こうした審査については、厳正にお願いしたいと思いますし、また、県民・国民への丁寧な情報発信、説明等いただけるということで、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、薩摩川内市の田中市長から御意見、御質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

○田中市長（薩摩川内市） 薩摩川内市長の田中良二でございます。

本日は、原子力規制委員会から委員長の山中様、委員の神田様には、薩摩川内市においていただき、このような意見交換の場を設けていただいたことに心から感謝いたします。原子力発電所立地自治体として、原子力規制委員会の皆様と直接意見交換ができますことは、市民の安全・安心の醸成におきましても極めて重要でありまして、大変意義深い機会であると受け止めております。

川内原子力発電所につきましては、1、2号機共に運転開始から40年を経過し、また、昨年10月には九州電力株式会社から、使用済燃料の乾式貯蔵に関する原子炉設置変更許可申請がなされ、本市と鹿児島県に対しては、安全協定に基づく事前協議書が提出されているところであります。

これらにつきましては、いずれも市民の関心が非常に高いテーマでありまして、特に乾式貯蔵につきましては、その安全性や審査の状況を含め、より丁寧に分かりやすい説明が求められております。

また、去る2月7日には、県原子力防災訓練を実施したところでありますが、原子力防災には終わりはなく、不断の見直しと改善が不可欠であると認識しております。

本市といたしましても、訓練で明らかになりました課題を検証し、より実効性の高い防災体制の構築に努めてまいりますので、原子力災害対策指針を所管される原子力規制委員会におかれましては、事故やトラブル時の迅速な情報共有の在り方を含めまして、引き続き御示唆、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中部電力のデータ不正事案につきましては、原子力の安全性に対する信頼を大きく揺るがしかねないものであり、あってはならないものと強く受け止めております。

以上のことを踏まえまして、原子力規制に関しまして、本日、私からは次の3点を要望させていただきます。

まず、1点目は乾式貯蔵施設についてであります。原子力規制につきましては、審査や確認の在り方につきまして、不断の見直しを行い、現在審査中であります川内原子力発電所の乾式貯蔵の設置に関する原子炉設置変更許可申請につきましては、組織理念に基づき、審査体制の一層の強化と厳正な審査に努めていただきますとともに、高い独立性と透明性の下で対応していただきたい。

2点目は、運転開始から40年を経過した川内原子力発電所についてであります。発電所の高経年化に対する市民の声を踏まえまして、運転開始から40年を経過しました川内原子力発電所につきまして、引き続き厳正な審査を行いますとともに、電気事業者に対する適切な監督・指導を徹底していただきたい。

3点目は、市民の皆様への丁寧な説明についてであります。原子力発電所に対する市民の不安を払拭するため、審査内容やその結果につきまして、より分かりやすく丁寧に市民の皆様への説明をしていただきたいと思いますと考えております。

以上の3点につきましては、私は、昨年11月に大島原子力規制部長への要望を初め、これまでも機会あるごとに要望してまいりましたが、原子力規制に対する市民の信頼を一層高めるためにも、引き続き真摯に取り組んでいただくよう、強く要望お願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。非常に重要なコメントをいただいたと思います。3点いただきました。

まず、川内原子力発電所で現在審査を行っております乾式貯蔵施設に関して、住民の方々が不安に思われる点、安全上のいろんな懸念事項について、分かりやすく説明をさせていただければというふうに思っているところでございます。九州電力は、既に玄海原子力発電所で乾式貯蔵施設、これはもう許可、設工認の認可も済んでおりまして、建設が進められております。それと類似の施設が川内原子力発電所にも建設を計画されていて、今、審査中というところでございます。各原子力発電所で、このような乾式貯蔵施設というのは非常に多く建設予定でございまして、審査の実績も非常にたくさん積まれているところでございます。

川内原子力発電所の乾式貯蔵施設というのは、金属のキャスクの中に燃料を貯蔵して、それを横置きで貯蔵をして建物の中にそういうキャスクを幾つか入れるという、そういう方式でございまして、非常に安全性も高く、燃料ピットに使用済燃料をそのまま貯蔵するよりはリスクの低い貯蔵方法でございまして、この辺の審査の状況、あるいは審査の内容に

については、御依頼ございましたら、住民の方に丁寧に説明をさせていただければというふうに思っているところでございます。

また、川内原子力発電所につきましては、2点目のコメントでございますけれども、もう既に高経年化対策についての御要望をいただいているところでございますが、この点については、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、40年目の長期施設管理計画の認可制度において認可を行ったところでございます。40年～50年の間、この川内の原子力発電所1号炉、2号炉については、基準適合性が確認をされている。つまり、圧力容器の例えば中性子脆化のようなもので、今後10年間にわたって容器が壊れることがないということもしっかりと確認をされておりますし、また、コンクリートの劣化でコンクリートの構造物が壊れることもない。あるいは、電気ケーブル等の劣化もこの10年大丈夫ですというような、いろんな高経年化の事象に関して、しっかりとこの次の10年間、基準を満たした状態で原子炉が運転できますということを審査の中で確認をさせていただいたところでございます。

この点についても、なかなか住民の皆さんから、専門的なお話でございますので、非常に分かりにくいところもあろうかと思っておりますので、御依頼ございましたら、ぜひとも説明に伺いたいというふうに思っておりますので、ぜひとも要望を出していただければと思います。

3点目でございます。原子力というのは、なかなか難しい技術的な用語もたくさん出てまいりますし、内容的にも一般の方々に御理解をいただくというのは、なかなか難しいところもございます。私、就任以来、情報発信と対話ということについては、もう一番大切な、いの一番のことであるというふうに考えておりますので、一般の住民に対する説明会ですとか、あるいは、もっと若い高校生とか、高専の学生さんに対する説明なんかも、私、あるいは委員が直接行って、そういう対話をするということも始めさせていただいているところでございます。御要望がございましたら、テーマを決めていただいて、そういう講演会ないしはシンポジウムのようなものというのも開くことは可能でございますので、ぜひ御要望いただければというふうに思います。

私のほうから、簡単でございますけれども、以上でございます。

○田中市長（薩摩川内市） ありがとうございます。

ぜひ最初、分かっていたきたいのは、原発については、市民に対して、技術的な理解ということと、安全・安心という気持ちですよね、不安というのが、二つの側面があります。

それで、改めての国へのお願いになりますけど、1番目の乾式貯蔵のことと、それから3番目の市民の皆様への丁寧な説明を足した形なんですけど、今、委員長から言いましたように、ぜひ、やがて乾式貯蔵についての規制委員会の審査結果が出たときは、規制委員会の方が直接薩摩川内市に来て、この技術的な面、あるいは、それに基づく安全・安心ということがあれば、審査の基準、経過、結果について直接説明をしていただきたいというのがありますけど、どうでしょうか。

○山中委員長 御要望、承りました。そういう機会が設けることができましたら、ぜひ進めさせていただきたいというふうに思います。

神田委員、何か追加でございますか。

○神田委員 ありがとうございます。規制委員になりまして、まだ5か月でございませけれども、やはり原子力安全に関わる重要な判断をする立場になりまして、説明責任を負っているということは常に意識しておりまして、そういう意味では、分かりやすい情報発信や説明について、これまでも考えてまいりました。

まず、情報発信において一番難しいことは、関心がない方に対して情報をお届けすることなのですけれども、今、県知事からも、市長さんからも、今、県の方、市民の方々、関心を持ってくださっているということで、大変ありがたいことだと思っております。これまでも規制委員会の努力といたしましては、ホームページを改良したり、あるいは、委員会資料に分かりやすい言葉や絵を用いた一枚紙を用意したりするなどしてまいりましたけれども、やはり審査や検査に関する情報、極めて専門性が高いので、一方通行の情報発信では、なかなか分かりやすい情報発信には至らないだろうというふうに思っております。

そこで、委員長が申し上げましたとおり、こちら側が出向いて、双方向での情報共有ということも念頭に、今、いろんな機会を捉えて、海外の国々ではどういうことをやっているのかということを集めて検討しているところでございます。ただ、どういう形式でやるにしろ、どういうテーマにやるにしろ、やはり地元の思いというものを肌感覚で御存じの皆様方からお力添えをいただくということで、住民の方々の御理解も進むかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き一緒にさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○田中市長（薩摩川内市） それでは、最後に、すみません、この川内原発につきましては、立地そのものと建設と、それから再稼働、運転延長ありましたけれども、50年以上のこういう住民との関わりの中で、川内原発は今、運転していることを改めて御理解いただ

きたいことと、近年を振り返りますと、令和5年に20年運転延長の政策判断を市議会とともにして、それから、令和6年に1号機が40年超、それから昨年、令和7年が2号機が40年超と併せて昨年、乾式貯蔵のいわゆる申請がなされていることで、年々、積み重なるように川内原発に対する市民のいろんな考え方が出てきておりますので、今ほど神田委員からもありましたように、ぜひこの乾式貯蔵、あるいは、運転開始から40年を経過した原発の審査結果についても、機会を捉えて直接的な住民への説明、広報をお願いいたします。

以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、いちき串木野市の中屋市長、お願いをいたします。

○中屋市長（いちき串木野市） いちき串木野市、中屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からのほうからも数点、御意見として申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、1点目が川内原子力発電所、安全運転についてということでございます。

本市は、川内原発から最も近い地点で、5.4kmという非常に近接しております。ほとんどの市民が20km圏内で日常生活を営んでおります。また、川内原発のすぐ南に隣接する、そういった位置にあることから、ちょうど今の時期、特に冬場の季節風が強い時期においては、原発の風下に当たることから、薩摩川内市よりも本市のほうが大きな影響を受けるのではないかと、そういった市民の中に不安の声が大きいのでございます。

このように、原発の安全運転につきましては、市民生活に直結する重要な問題として、市民の関心、極めて高いものがございます。原発は、安全の確保が大前提であり、そのためには原子力規制委員会の皆様によります専門的、科学的見地に基づく厳格な審査、そして監督が何より重要であると考えております。引き続き、国におかれましては厳正な規制を、また九州電力におかれましては、安全性を最優先とした運転に万全を期していただくよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

2点目が乾式貯蔵施設の設置でございます。

こうした安全確保の取組と併せ、使用済核燃料の管理の在り方、とりわけ乾式貯蔵施設の設置につきましては、市民の間に少なからず不安の声がある、このこともまた事実でございます。先ほども申し上げましたように、本市は、原発に近接する自治体として、一たび事故が発生しますと、市民生活に極めて大きな影響を受ける、そういった場所でございます。そのため、乾式貯蔵施設設置に当たりましては、原子力規制委員会におかれまして、

従来にも増して厳格な審査を行い、あらゆるリスクに対する安全対策が講じられていること、このことを科学的かつ客観的に示していただきたいと考えております。

また、九州電力におかれましても、規制基準を満たすことにとどまらず、地域住民の理解と信頼を得るため、より高い水準での安全確保、そして情報公開に努めていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

3点目は、核燃料サイクルの早期実現でございます。

乾式貯蔵施設の設置にも関わる問題でございますが、使用済核燃料の最終的な行き先が明確にならない状況が続くことは地域住民の不安を長期化させる、このように考えております。核燃料サイクルは、我が国の原子力政策の根幹をなすものと考えております。国におかれましては、核燃料サイクルの早期実現、そして、この問題を将来世代に先送りすることがないように、取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

4点目が、電源地域の振興ということで申し上げたいと思います。

このような場で申し上げるのは、ふさわしくないのかもしれませんが、しかし、御了承いただいて、電源三法交付金制度について申し上げたいと思います。

この電源三法の交付金制度、極めて立地自治体に偏った制度となっておるのではないかと考えております。このことについて、我がいちき串木野市民、全く納得しておりません。原発事業の認可に係る重大な責任を担われている規制委員会の皆様を前に、市民の意見をぜひお伝えさせていただく、このようなことをお許しいただきたいと思います。

申し上げにくいことではございますが、令和6年度までの電源三法交付金でございます。累計で本市、およそ59億円という交付金でございます。これに対して、立地の薩摩川内市、434億円、7倍以上の格差が生じております。

また、原子力立地給付金では、市町村合併による取扱いによりまして、50kmも離れております薩摩川内市甕島、ここは4,500円というのが給付されております。本市は、20km圏内にあります、市来地域というのがあるんですが、ここは全く対象外、ゼロでございます。

加えて、電気料金に基づく企業立地の支援事業、いわゆるF補助金であります。立地市隣接の市町の中で、我が市の市来地域のみが対象外となっております。市域の均衡ある振興発展に支障が生じております。

当該交付金等の制度は、電源地域の振興を目的とし、リスクを等しくする地域は、まさしく電源地域であることから、原子力発電施設からの距離に応じた交付金の算定が当然ではないかと考えております。規制委員会の先生方からも資源エネルギー庁まで、このよう

な我が市の市民の声をぜひお伝えいただければと思うところでございます。

最後になりますが、昨年11月、2号機が40年超の運転期間に入り、1号機、2号機ともに運転開始から40年を超えております。原発の長期運転に当たりましては、これまで以上に慎重な点検・評価が求められており、規制委員会の皆様におかれましては、専門的、科学的見地に基づく厳格な審査と継続的な監視により、安全性が十分に確保されていることを明確に示していただければと考えております。

また、九州電力におかれましても、長期運転に伴うリスクを常に意識し、安全最優先の姿勢をこれまで以上に徹底していただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長 重要な御意見を五ついただきました。

まず、最初にいただいたのは、安全最優先で審査を進めてほしいという御要望でございました。

私、原子力に100%の安全はないということを常々、職員には肝に銘じて審査・検査に当たるようということを指示しているところでございます。常に我々の審査、検査に抜けないかどうかということについて、しっかりと継続的に反省をしながら改善をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほどから話題になっておりました乾式貯蔵について、住民の方々、乾式貯蔵そのものに対する御不安とともに、使用済燃料がずっと原子力発電所の敷地の中に置いておかれるのではないかと、そういう御不安もお持ちかと思えます。審査の対象として、燃料の管理について、我々、直接審査をしているわけではございませんけれども、当然のことながら、九州電力御自身がその燃料の行く末について、きちっと住民の方々に今後説明をしていただければというふうに思いますし、当然ではございますけれども、六ヶ所村の再処理工場が稼働した場合には、当然、川内原子力発電所から使用済燃料は徐々に移動させていくという計画になっているというふうに理解をしているところでございます。

三つ目、核燃料サイクルについての御意見でございます。

使用済み燃料の行く末がどうかという御不安、これはもう住民の方々が思われるのは当然のことだというふうに思いますし、当然、将来的には全て再処理工場に移動させて再処理をするという、そういう形になるべきだというふうには考えているところではございません。

一方、核燃料の再処理工場については、先ほどもお話をしましたように、設工認の2分

割目の今、審査の最終段階に来ているところでございます。この後、保安規定の審査、あるいは、事業者が自ら行う事業者検査、それを我々、使用前確認を行った後に、安全上問題がなければ、その稼働ということになるかと思えます。その時期について、今、明言することはできませんけれども、鋭意厳正に審査をしながら、順次進めているところでございます。

四つ目、交付金制度についての御要望でございますが、残念ながら私ども原子力規制委員会として、お力になれることはないかと思えます。ぜひ直接資源エネルギー庁に御要望して、検討を進めていただければというふうに思うところでございます。

5番目の高経年化対策、これはもう川内原子力発電所、1号炉、2号炉とも40年を超えた運転が今始まっているところでございます。高経年化対策については、我々、慎重に審査を経た後も、認可をした後も、検査の中でしっかりと日々、監視を続けているところでございますし、また、高経年化についての新たな知見が得られた場合には、バックフィット制度を用いて、すぐさま対策に当たりたいというふうに考えているところでございます。

神田委員、何か付け加える言葉がございましたら。よろしいですか。

簡単ではございますけれども、お答えになっていましたでしょうか。

○中屋市長（いちき串木野市） よろしいでしょうか。繰り返しになるかと思うんですが。本市は、隣接でありますけれども、冒頭申し上げたように、僅か5kmという。ですから、立地と同等、あるいはそれ以上にリスクもあるんだということをぜひ御理解いただいて、安全、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、阿久根市の西平市長にお願いをいたしたいと思えます。

○西平市長（阿久根市） 阿久根市の西平でございます。

本日は、山中委員長、神田委員におかれましては、大変御多忙の中、このような対応いただきまして、誠にありがとうございます。

この原子力発電所につきましては、先ほど来、説明がありますとおり、2024年7月に1号機、25年11月に2号機がそれぞれ原則40年を超える20年の運転延長がなされたというところでございます。さらには、2025年10月に乾式の貯蔵施設の設置に係る許可申請を原子力規制委員会のほうに提出をされ、現在審査段階ということで認識をしております。

先日、鹿児島県原子力防災訓練も実施をされたところではございますが、川内原子力発

電所の安全対策及び関係機関の防災対策については、ますます注視されているというふう
に私は認識をしております。

また、九州電力におかれましては、川内原子力発電所の安全対策について、様々な取組
が実施されているものと認識をしております。我々自治体としましても、九州電力初め、
関係機関が連携をし、それぞれの役割を果たしながら、市民の安全の確保を最優先に原子
力防災体制の充実・強化を図っていく必要があると考えており、引き続き御指導をお願い
したいと思っております。

今回、貴重な時間をいただきまして、私から3点お伺いしたいと存じます。これまでの
御質問とも重複するところもあろうかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思えます。

まず、1点目としまして、先ほど申し上げました現在審査中の乾式貯蔵施設について、
現在、川内原子力発電所では、使用済燃料の乾式貯蔵施設の設置許可に係る審査が進めら
れているというふうにご認識をしておりますが、使用済燃料の搬出先であります日本原燃の
六ヶ所再処理工場の稼働時期、あるいは受入容量によっては、設置予定である乾式貯蔵施
設や既存の使用済燃料プールの容量を超えることや保存期間が長期化することも懸念され
るんじゃないかと考えます。この保管期間が想定を超えて長期化した場合、原子力発電施
設や設備の安全性に与える影響をどのようにお考えになられているのか、お伺いしたいと
思えます。

次に、2点目としまして、屋内退避の運用についてでございます。

これは原子力規制委員会におきまして、2025年10月に原子力災害対策指針の一部改正が
なされてございます。具体的には、屋内退避の継続については、実施後3日目を目安に国
が判断すること。発電所の状態によっては、屋内退避期間中の外出も許可されること。プ
ール室の状況によっては退避を解除できること等が新たに盛り込まれたものと認識をして
おります。

一方で、懸念されますのは、自然災害に伴う複合災害でございます。これまでも複合災
害が発生した際には、命を守ることを最優先とした対応を取ることとされています。住民
の命を守るためには、国、関係省庁と一体となった取組が必要であると考えますが、複合
災害への対応に関する強化に対して、検討状況がありましたらお伺いしたいと思えます。

次に、3点目としまして、屋内退避と併せ、事態の進展に応じた一時移転や避難につい
ても原子力災害時における効果的な手段と考えますが、地域防災拠点や避難経路等の整備
がまだまだ不十分な部分があると私は認識をしております。

また、本市では、現在整備中の南九州西回り自動車道の（仮称）大川インターチェンジ付近、これはUPZ圏内になりますが、原子力防災を初め、防災機能を備えた新たな道の駅の整備にも取り組んでおります。規制委員会の皆様方に対しての質問には若干なじまないかもしれませんが、先ほどのいちき串木野市さんと同様、地域の防災拠点や避難経路の整備については、ぜひ電源三法の交付金の増額など、財政的な支援を国にも我々は求めていますと思いますが、可能な範囲でお願いしたいと思っております。

また、避難者の受入れ市町村についても、避難訓練への参加協力、災害時の避難者の受入態勢を構築する上で、相当な負担が伴うものと考えておりますので、これらに対する支援措置についても検討を要望していく必要があると考えております。

以上3点につきまして、お願いしたいと思っております。

○山中委員長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたかと思っております。

まず最初、1番目でございますけれども、現在、設置許可の審査中の乾式貯蔵施設についての御意見だったかと思っております。

住民の方々が様々な御不安を持たれるというのは、新しい川内原発で初めての施設でございますので、当然のことだというふうに理解をいたします。

乾式貯蔵施設については、先ほどもお話をさせていただきましたように、非常に堅牢な金属のキャスクに使用済燃料を貯蔵するという、ほとんど何か手を加えることなく、静かに貯蔵するだけの施設でございます。基本的にキャスクの使用年限というのは、60年という年限が規定をされておまして、その間、静的な施設として安全に使用済燃料が貯蔵できるという、そういう施設でございます。このあたりについて、全く住民の方々にとっては新しい施設でございますので、ぜひとも私ども規制当局として、分かりやすく説明をしていくということにも努めたいというふうに考えておりますので、ぜひ御要望がございましたら、御指示いただければ、出向いて御説明をさせていただければというふうに思います。

2点目が防災に関係する御指摘でございます。これは本当に原子力災害と自然災害が複合したような場合の対応、これについては、本当に各自治体からいろんな御意見をいただいているところでございます。

能登半島地震の教訓に基づきますと、やはり原子力災害というのは、自然災害起因で起こる場合が多うございます。したがって、自然災害に対する防災というのがまずしっかりできているということが原子力災害に対する備えでもございます。したがって、

自然災害に対して、きちっとした避難所ができていないか、あるいは避難路が形成されているか、あるいは輸送手段がきちっとあるかというような点がしっかりとしていないと、これはもう原子力災害に対する複合災害に対する備えもままならないというところでございます。

この点については、能登半島地震以降、私、国の防災会議なんかにも出席をさせていただいて、関係省庁間の連携も非常に密になっておりますし、それぞれの省庁で、例えば避難所、夏に万が一原子力災害が起きたとき、あるいは大きな地震が起きたとき、エアコンがついていないと駄目だよねと。これはもう、ほとんど100%設置できるように努力しましょうというような、そんなお話ももう既に出ておりますので、まずは自然災害に対する備えというのをしっかりと関係省庁と連携をして進めてまいりたいというふうに思っております。

我々、原子力災害に対しては、予防的避難と屋内退避というのが二つの基本的な防護措置でございますけれども、そのために避難所が地震で壊れてしまったりは困りますし、各自宅から避難をされたときに、避難所がしっかりと機能していないと困るし、避難路もしっかりとっていないと困る。このあたりは、各省庁と連携をしながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

三つ目が避難路の充実、あるいは充実のための支援に関する御要望でございました。

これは、地元の自治体との意見交換では必ず出る御要望でございますけれども、私どもが直接御支援するというのは、なかなか難しゅうございますけれども、そういう御要望、きちっと内閣府の原子力防災にはお伝えをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

何か。

○神田委員 私は、2点目の複合災害への対応ということで、ソフト面の強化について、御報告させていただきたいと思っておりますけれども。

私、緊急時での対応として、やはり住民の方々が、自分がどういうふうな対応をすべきかということをおろそかにして納得いただいて、混乱を少なくするというのも重要だろうというふうに思っています。ただ、原子力災害対策指針、これをそのまま理解しようとすると、大変分かりにくいということも分かっておりまして、その原因の一つがケース・バイ・ケースの多様性にあるのかなというふうに思っています。つまりは、PAZ内の方は基本避難です。でも、健康状態によって避難が難しい方は、屋内退避もあります。あ

るいはUPZの人は、屋内退避ですけれども、自然災害で家が倒壊したら避難所ですとか、あるいは、必要があれば外出もありですという具合ですので、なかなかそういった理屈が腑に落ちていないと、なぜ全員避難じゃないのかというふうに感じておられるのではないかと思います。

この点、ここで詳しくは申し上げませんが、やはり災害時にどこに住んでいるのか、その方の健康状況はどうなのか、避難先の状況はどうなっているのか、自然災害からの被害はどうなのか、これがお一人お一人によって違ってきますと、最もその方に健康被害を及ぼす原因というものが変わってまいります。そのため、東京電力福島第一原発事故の際には、健康状況によっては、放射線被害のリスクよりも避難のリスクのほうが大きいというケースが残念ながら出てしまったということでもあります。そのように、緊急時に真っ先に、どう対処しなくてはいけないのかというのがお一人お一人が違って中、それをぎゅっと一つの文書にしてしまったのが今の原子力災害対策指針でございますので、現在、屋内退避のQ&Aも作成しており、近くお届けできると思います。これも出して終わりではなくて、まずは訓練などでちょっと体験していただいて、自分がどういうリスクがあるのかということを実感していただき、また、それを規制庁のほうにフィードバックしていくということで、必要に応じて見直しをしていくようにしたいと思っています。ぜひ地域での訓練からのフィードバックですとか、住民の方々との対話を通じて、実効性の高いものにしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西平市長（阿久根市） 御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

常に状況も変化しますし、時代に応じて、いろいろと変わっていくこともあると思いますので、また様々な分野で御指導いただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、鹿児島市の下鶴市長、よろしく願いいたします。

○下鶴市長（鹿児島市） 鹿児島市長、下鶴でございます。

山中委員長、神田委員を初め、原子力規制庁の皆様方には、貴重な機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

本市では、郡山地域の一部がUPZ圏内に含まれており、先日2月7日の県の原子力防災訓練に併せて、本市独自の訓練として避難訓練等を行ったところです。この訓練に当たり、専門家や九州電力の方にも御同席いただき、住民説明会を実施いたしましたが、地域住民

の方の中にも川内原発の安全性や防災対応などに対する理解に差があるものと考えております。

先ほど来ありますように、屋内退避の運用の考え方に加筆修正が行われましたけれども、屋内退避中であっても買物や通院など、場合によっては外出が許容されるといった運用の中で、鹿児島市の場合は、UPZ圏内の住民の方が買物、通院の際は、一旦UPZ外に出て、また戻ってくるといったこともございます。科学的根拠に基づき、こういった場合に、こういった行動を取るべきかということ为先ほど、今Q&Aを準備中とお話もありましたけれども、ぜひ住民の方々に対して積極的な情報発信に努めていただきたいと思います。

また、併せて40年の運転延長であったり、乾式貯蔵施設、そして玄海原発でのドローン騒動、浜岡原発でのデータ不正など、原子力発電に関する報道があるたびに、住民の方の中には不安を感じる方もいらっしゃいます。ぜひ規制庁、そして九州電力の皆様におかれましても、原子力発電の安全性等について、住民に分かりやすい広報や説明会の開催など、さらなる情報発信に努めていただきたいと思います。

そして、2点目は、これ、言うまでもなく原子力発電所の運転は、住民の安全の確保が最優先であり、安全性が確保されることが大前提であります。

そういった中で、これも先ほど来ありますとおり、中部電力浜岡原発における非常にゆゆしき事態が起こっております。ぜひとも専門的見地から、厳正な規制基準の設定・運用をお願いしたいと思っております。

そして、3点目は、核燃料サイクルの見通しについてでありますけれども、こちらも乾式貯蔵施設の準備が始まっている中で、この核燃料サイクルがいつ実現するのかというのが大変我々周辺自治体にとっても重要な事項であります。

そういった中で、早期に確立のために、スピード感を持って対応していただきたいと思いますと考えておりますが、現在何が課題になっているのか、この点をぜひ、せっかくの機会ですので、御教授いただければと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○山中委員長 1点目が防災に関する御質問、御意見だったかと思っております。

まず、原子力災害が生じた場合の放射線に対する住民の皆さんの防護措置としては、PAZの中、5km圏内の方々には予防的に避難をしていただくか、あるいは、防護施設の中で屋内退避をしていただくか、その二つだと思っております。5km圏以上30km圏以内、UPZの住民の皆様には、屋内退避ということが防護の第一の手段ですということを御説明させていただい

ているところですが、なかなかやはり原子力事故が起きた原子力発電所から距離を取るということは、逃げるということは非常に理解をしやすいんですが、家の中に閉じこもっているということがなぜ安全なのかということ、やはり私ども規制当局としては、分かりやすく説明をするということを今後も続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

一 昨年の総合防災訓練には、屋内退避の新しい考え方の資料が間に合いませんでしたので、残念ながら啓蒙活動はできませんでしたが、内閣府の原子力防災において、防災訓練のときに住民の方に配布していただく、屋内退避の意義について分かりやすく説明をしたパンフレットのようなものが既に作られておりますので、ぜひそういうものを御活用いただいて、住民の理解を進めていただければというふうに思います。必要があれば、原子炉の安全性、あるいは、どういう状態になったら屋内退避から次の一時避難ですとか、あるいは別の手段に切り替える必要があるのかということについても、詳しく御説明させていただきたいというふうに思いますし、御要望があれば、ぜひとも出向いて分かりやすい説明に努めさせていただきたいというふうに思います。

2番目が中部電力の不正事案でございます。

これはもう本当にしっかりと検査をして、我々、規制上の措置を取らせていただきたいというふうに思っているところでございます。

一方、我々、審査の段階で不正を見抜くことができなかったという反省もでございます。そういった点、これから不正が起きにくいような環境づくり、あるいは規制上のルールづくりみたいなものを早急に検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。しっかりと対応させていただきたいと思っております。

3番目、六ヶ所村の再処理工場、いつになったら稼働ができるのかという点でございますが、通常原子力発電所と違いまして、非常に面的に施設が非常にたくさん存在する施設でございます。非常に多種多様の施設が非常に広範囲にわたって存在しているということで、耐震性の評価ですとか、あるいは様々な防護措置に関する評価というのが非常に長期にわたって審査が続いているという状況でございます。これは審査側、あるいは事業者側に双方難しい問題を抱えておりまして、ようやく設工認という2段階目の審査の2分割目の最終段階に今、ようやく来ているというところございまして、今後、保安規定の審査、あるいは使用前事業者検査、あるいは、その確認を済めば稼働ということになるかと思っております。時期的にいつということは、お答えしづらいところでございますけれども、現状と

してはそういうところでございます。

何か追加でございますか。

○神田委員 今、ちょっと委員長のほうからもお話出ましたけど、屋内退避というのが防護対策の一つとあまり受け止められていなくて、何もしなくていいよというふうに言われているように感じられてしまっているかなということは、私どもも反省をしております。東京電力福島第一原発事故のときも、外部にある放射性物質を家の中に取り入れれないようにですとか、あるいは、外にある放射線源からの外部被ばくを防ぐということで使われた防護方策であり、かつ、何もしなくていいわけではなくて、家の換気を止めるなど、積極的な防護方策だったんですけれども、その辺、説明が不十分だった点、反省しておりますので、これから分かりやすい説明に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○下鶴市長（鹿児島市） ありがとうございます。

まさに、やはりこういった防災対応については、科学的根拠、知見に基づく対応が重要かと思っておりますので、ぜひそのような知見をお持ちの皆様方からの情報発信、そして助言を期待したいと思っております。

また、先ほど神田委員からありましたとおり、いざ避難するときって、どちらが安全なのかというケース・ケースの判断になってこようかと思っております。これからQ&Aをいただくことになろうかと思っておりますけれども、その中でもケース・ケースごとの判断、出てこようかと思っておりますので、ぜひ今後とも、こういった科学的知見に基づく我々からの相談にも御対応いただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、出水市の富田副市長からお願いをいたしたいと思っております。

○富田副市長（出水市） 出水市の富田でございます。

本日は、規制委員会のほうから山中委員長、神田委員にお越しいただきました。地元の声を聞いていただく機会を作っていただいたことには、誠にありがたく感謝しております。

出水市は、原発から概ね30km圏内、いわゆるUPZ内に面積の半分、そして世帯数の約4割、1万世帯、約2万344名の方がお住まいになっておられます。先日行われました県の原子力防災訓練におきましても、連動する形で地域内住民の方々の計画訓練を実施させていただきました。70人ほどの皆さんが参加をしてくださったんですけれども、参加をしていただいた方々のお声として、やはり退域時検査場所とか、いろんなルート、避難先とか、そこ

の情報がどうなっているんだとか、トイレが不足していたとか、いろいろ実際に想定訓練ということではありますけど、そこに行ってみると、やはり何を自分たちが広域避難の際に、どういう段階で、どういう検査を受けたり、避難場所へ行ったり、そういうことをしないといけないかというのを実地に想定をしていただくような訓練内容なんです。

そこで、今現在、出水市だけではないと思うんですけども、先ほど中屋市長、西平市長からもお話があったように、地方自治体単独でそれらに関連する避難経路であったり、道路であったり、いわゆる関係施設ですね、避難に関連する施設、いろんな検査場所であったり、避難場所であったり、そういったものを維持し続けていく。避難の対応に的確に対応した施設を維持し続けていくということも財政的には非常に厳しい課題であります。実際、私ども、一昨年ですかね、国の原子力防災訓練がございました。そのときに新たに作りましたドーム型の施設で、退域時検査とか、そういったものの会場にして運営をしました。そして、今現在、南九州西回り道に近接する形で道の駅を建設しております。これは国交省のほうから防災道の駅としての認定もいただきまして、今後、原子力だけではないです。自然災害も含めて、あるいは家畜防疫上の拠点として、防災備蓄倉庫等も備えた、そういう拠点整備を進めているところです。

そういうことで、一地方自治体の業務ではありますけれども、こういう形で、既存の施設の更新、メンテナンスも含めて、どの地方自治体もそういう施設を、これまで非常に使われてきた施設も徐々に人口減少とともに維持管理が難しくなってくる。そのために、いろいろ施設計画をつくって、再編の計画をつくって取り組んでいるというのが実態です。先ほど、両市長さんも言われたように、やはりそこに対する財政的な支援の仕組み、スキームづくりというのは不可欠ではないかと思えます。先ほど、防災会議等でエアコンの必要性とかを協議していただいているというお話を伺いましたけれども、そういう関係省庁が集う場で、いわゆる情報共有だけではなく、いわゆる立地周辺団体、これは当然、都道府県も含めて、そういったところの公共施設の整備、更新、維持、そこらの部分に係る、いわゆる財政的な不安というものを国の内部、政府の内部としてきちんと共有をして、それぞれの所管省庁のほうに規制委員会、規制庁としても、そういう地元の声があるんだということをきちんと伝えていただける、後押しをいただける、そういうスキームを作っただけだったらいいんじゃないかなと思います。それは補助金としてのメニューづくりだけではなく、そういったものもお願いしたいと思っております。

先ほど、乾式貯蔵施設の話が出まして、ずっとこの話が出ておりますけども、私どもも

九州電力さんのほうからお越しいただいて、申請の内容、概要等については説明をしていただいて、非常に丁寧に説明をしていただいて、資料も作ってきていただいておりますので、我々の段階では、ある一定の理解といたしますか、委員長も言われたような堅牢な仕組みであるというふうには認識をしておりますけども、それをきちんと市民の皆さんに分かりやすく伝えることというのは非常に大事だと思います。情報というのは、取り方で、先ほど神田委員も言われたように、受け取り方、受け止め方で大分違いが出てくることがございます。

そこで伺いたいんですけど、そういう乾式の施設、こういう仕組みだよ、こういうことで安全だよという説明をするに当たって、事業者さんが。過去には、そういう女川のところで取り組んでいると、玄海も取り組んでいるということでもございましたけど、委員会のほうから電力事業者さんのほうに、こういうことについてはきちんと説明をしてくれ、こういう分かりやすい表現にしてくれとか、そういうコミュニケーションがあって、九電さんのほうから説明をいただいたのか。そこらあたりの内容とコミュニケーションに係る部分が、お知らせいただけるものがあれば教えていただきたいと考えております。

先ほど、道路の話も出ました、複合災害の関係の話もございます。やはり新しい道路ができる。そうすると、我々は避難経路をこっちの道路から新しい道路に切り替えるとか、避難経路の計画変更等をしていきます。もちろん、県外とか他市町村に係る部分は、県の調整ということでお願いをしますけれども、新しい道路ができる、そのことで2ルート、安全しっかりとした避難経路が確保できるということで、Wネットワークといたしますか、今、西回り自動車道を整備していただいております。市民の大部分は、川内より我々、北にありますので、国道3号線を使って北に逃げるとというのが大部分の市民の想定範囲だと思うんです。その中で、やはり西回り自動車道ができること、そこに対する期待というのは、それはいわゆる産業面だけに限らず、原発だけではないんですけど、自然災害の際も、家畜防疫についてもそうなんですけど、そういう部分を非常に市民が求めている、地域の住民の皆さんは求めているというようなことをぜひ御理解をいただいて、先ほども申し上げたような、そういうスキームづくりとか、そういった部分にまで規制庁、規制委員会のほうで配慮いただくことができないのかなと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

まず、原子力災害に対して、地元自ら御努力いただいているということについては、感

謝申し上げたいというふうに思います。実際、防災に関係する、特に原子力防災に関係する事故については、内閣府原子力防災がいろんな、例えば地元の地域防災協議会等で地元の御意見を聞いて、何かそういう支援などに反映させていくというスキームもございませうけれども、私どもとしても、能登半島の地震が起きたときには、やはり自然災害に対する防災というのをきちっとやっていただいた上で、そこと連携をして原子力防災も考えさせていただきたいということは、非常に強く声を上げさせていただいて、関係する省庁との連携も徐々に進みつつあるかなというふうに思います。より一層連携が進んで、今日いただいたような御意見が反映できるようなシステムが作ればというふうに思います。

防災というのは、非常にダイナミックなプロセスでございまして、実際に地域の皆さんと内閣府で連携をいただいて、防災計画を立てていただくわけですがけれども、それを実際訓練で、住民の方々にも参加をいただいて、そこでいろんな御意見とか、あるいは住民の方の要望みたいなものが多分出てくる。それに基づいて改善をして、また計画を立て直すという、こういうサイクルを絶え間なく続けていくことが自然災害ですとか、あるいは原子力災害に対する防災をしっかりと整えていくという、そういうプロセスだろうというふうに私自身、考えているところでございます。

規制当局として、乾式貯蔵のお話だけではなくて、原子力発電所のもろもろの規制についての分かりやすい説明については、今後も努力してまいりたいというふうに思っております。ぜひとも委員なり委員長が直接説明する場を設けるから来なさいという御要望がございましたら、ぜひとも言っていただきましたら、出向いて御説明をさせていただきますので、ぜひそういう機会もまたお考えいただければと思います。

神田委員、何かよろしいですか。よろしいでしょうか。

○富田副市長（出水市） ありがとうございます。

乾式貯蔵に関する説明内容についての電気事業者さんとの、こういったコミュニケーションがあったのか、どういう指導等があったのかという部分についてはいかがでしょうか。

○山中委員長 特に事業者、あるいは推進側と我々、住民に対する説明について、我々、意見交換を特に何かするということはございませうけれども、事業者の皆さんには、自分たちの原子力発電所、あるいは、そこに設けるいろんな設備について、住民の方に丁寧に説明するよというの、これはもう我々、推進官庁ではございませうけれども、規制側としても、事業者に対して丁寧な説明というの、住民と事業者との信頼関係というの、は基本でございませうので、そこについては常々お願いをしているところでございませう。

○富田副市長（出水市） ありがとうございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、日置市の永山市長、お願いをいたします。

○永山市長（日置市） 日置市の永山でございます。

まずは、本日このような意見交換の機会を設けていただいたことに感謝を申し上げます。

日置市も4町合併してできたまちですけれども、旧東市来町、旧伊集院町と多くの市民がUPZ圏内で生活をしているという点において、市民の中では強い不安を持つ方も一定数いらっしゃるという状況でございます。

そのような構造で申し上げますと、これは原子力規制委員会の方々にお話をする点から少しずれますが、先ほど来、いちき串木野市、阿久根市長を含め、この立地と財政的な支援のバランスというものに非常に苦慮しているというのが現状でございます。避難に係る施設の維持管理、避難ルートの確保、そういったようなものに対する現状の在り方というのには強い危機感と問題意識を持っているということは、まずは申し上げておきたいなと思うところでございます。

併せて、市民の安全確保を図る観点から発言をさせていただきます。

まずは、川内原子力発電所1号機、2号機ともに40年を超える運転となっておりますので、九州電力におかれましては、市民に不安があるということを念頭に、安全を最優先していただくように改めてお願いを申し上げたいと思います。

また、これはもう質問をさせていただきたいと思っていた点は、これまでのやり取りの中である程度、もう確認ができましたので、改めて2点お願いをさせていただきます。

一つ目は、これはもう再三出てございますけれども、乾式貯蔵施設についてでございます。

九州電力からは、再処理工場に搬出することを基本方針であるというふうに伺っておりますけれども、日置市議会においては、長期的な貯蔵施設になるのではないかという懸念も示されているところであります。再処理工場について、現状をお聞きしたいと思っておりますけれども、知事含め、これまでのやり取りの中で承知をいたしました。引き続き、これはやはり市民及び議会の皆様も含めて非常に関心があり、かつ懸念もあるところでございますので、適切な範囲で状況を都度お示しいただければ幸いです。これが1点目です。

2点目については、これは原子力災害は五感で感じられないというところがございまし

て、住民の不安も非常に、これは大きなものでございます。有事の際にどのように行動すればいいかというのが、これが直感的に行動できないという難しさがございます。先ほど来、避難についてのQ&Aについても、今後公開を予定されているというふうにお聞きをいたしておりますが、私どもとしても、原子力災害については、まず正しく理解して、正しくおそれることが重要であろうと考え、防災講演会や資機材の充実に努めているところでございます。引き続き、それら防災対策への支援・充実が進むように、技術的な知見からお力添えを賜りたいと考えております。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

乾式貯蔵施設については、川内原子力発電所では初めての施設でございますし、周辺の住民の方々が、ずっとここに使用済燃料が置いておかれるのではないかというような御不安をお持ちになるというのも十分理解できるところでございますし、また、その安全性というのはどうなのかというところについては、まだまだ規制当局としても説明不足のところはございますので、このあたり、もちろん審査はしっかりと進めてまいりますけれども、事業者が説明する説明と我々規制当局が住民の方にする説明というのは、やはり違う説明の仕方があろうかと思っておりますし、御理解を得やすいような我々、説明に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御要望があれば、ぜひ御指示いただければというふうに思います。

原子力災害の怖さについては、これ、神田委員からお答えをいただくのが適切かなと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

放射線は目に見えないということは、よく言われることではあるんですけども、今、そのために環境モニタリングに関しては、かなり強化をしているところでございます。こうしたものを今、平常時の状況でも、どこの地域で、どのぐらいの環境放射線が測定されているのかというのは、規制委員会のホームページでも公開しているところでございますし、万が一のときにも続けて情報発信をします。今、この情報発信の仕方に関しては、こういった形で全ての方々にお届けできるのかということも検討しておりますし、SNSとかを使った情報発信とかも検討しているところでございます。

プラントの状況も把握できていれば、今後起こり得るケースについても、予測できる範囲で情報発信はできることはできるんですけども、一つやはり問題は、数値の独り歩き

であったり、その数値がどういう健康リスクとの関係があるのかということまで説明するというのは、なかなか緊急時において端的に情報発信をしなければいけない状況下では難しいことですので、これについては、日頃から、先ほどから出ておりますとおり、分かりやすい説明を心がけて、御要望があれば御説明に伺わせていただきたいと思います。

○永山市長（日置市） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、始良市の堂路副市長から御意見をいただきたいと思います。

○堂路副市長（始良市） 始良市の堂路と申します。よろしくお願い申し上げます。

山中委員長、神田委員を初め、原子力規制庁の皆様には貴重な意見交換の場を設けていただきまして、ありがとうございます。また、九州電力様を含めまして、日頃から原子力の安全管理に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

私のほうからなんですけれども、今、最も市民も含めまして、興味・関心があるというところで、使用済燃料のこと、乾式貯蔵施設のことでしたけれども、これまでの中で詳しく説明をいただきましたので、このことについては、本日の時点として了解しております。

始良市なんですけれども、実は、この周辺関係自治体の中で、活火山であります桜島に最も近い自治体の一つでございます。川内原子力発電所周辺としましては、大規模な地震と桜島とを含めて、火山活動との複合災害が現実的に想定されるところでありますけれども、このような地域の特性、鹿児島川内の特性というところを原子力防災の評価にどのように織り込んでこられ、今後どのように考えていかれるのかというのを改めて御教示いただければと思います。

実は、始良市については、UPZ圏内に始良市域としては、ごく僅かな面積と、それから、ごく僅かな居住人口というところではございますが、原子力防災に関しまして言いますと、いわゆる始良市住民への支援というところもあります。今日お越しの周辺自治体の住民の皆様への受援の立場もでございます。避難の状況、進行、災害の状況によって、避難の状況というのも変わってくると思いますが、そういうようなところがあつたときに、なかなか確率で申し上げますと、低いかもしれませんが、先ほど神田委員からもありましたケース・バイ・ケースでというところで、当然、様々な防災訓練等も地震と何々とということで行っております。先週ありました原子力防災訓練にも参加をさせていただく際には、先ほど申し上げましたUPZ圏内の住民の避難、かつ他自治体の皆さんの避難を受け入れる訓練等しておりますが、まだそれと始良市としまして、例えば地震、風水害等々との防災訓

練というのがそこまで複合させた訓練もできていないところがございます。

市民の皆さんの不安解消という点で申し上げますと、正しい理解と備えとはいうんですが、なかなかその備えに対して、私ども自治体が市民の皆様をある程度安心させ、納得させる材料ということ、それから私たちの動きというものがまだまだこれからのところがございますが、一つ一つ細かい部分で進めていく、進化させていくというところが大事だと思いますので。先ほどの神田委員のケース・バイ・ケースでというところで、様々な想定を私たちもしていきたいと思うんですけれども、複合災害につきまして御教授いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。重要な御意見だと思います。

原子力災害と独立した形での自然災害、例えば豪雪ですとか、始良市の場合ですと、火山灰が降ったときに本当に避難ができるのかどうかという、そういう独立した自然災害に対する防災訓練とか、そういう計画というのがまだ少し手薄なところはあるかなというふうに考えております。雪に対しては、かなり検討は進んでいるようでございますけれども、なかなか火山灰までは思いが至っていないところはあるのかなというふうに思いますので、ぜひともそういう、こんな問題があるんだというところは、地域防災協議会等で御提案いただいて、次の年の訓練に想定に入れていただいて、あるいは何か問題点が出てくれば、そういうところの対策ということを考えていかないといけないかなというふうに思いますので、ぜひともそういう協議会等で御発言をいただいて、内閣府の原子力防災等にコメントいただければと思います。よろしくお願いたします。

神田委員、何かございますか。

○神田委員 例えば今年、伊方で行われた原子力防災訓練でございますけど、これは確認するテーマの一つに、防護措置の判断に必要な自然災害による避難状況把握のさらなる迅速化みたいなことがうたわれて、内閣府の原子力防災の御担当の方が原子力規制委員会の席上でも御計画をお話しされたんですけど、そのときに地震を専門とする山岡委員のほうから、より具体的な地震想定をしたらどうでしょうかといったコメントを出したり、一方で、山中委員長からは、せっかくの機会なので、屋内退避の住民の理解が進むような形に何か盛り込めないかみたいな意見出しをしたりしております。毎年そうやって国で行っている総合防災訓練のときには、まだ積み残しになっている課題、それが明らかになるように計画してまいりますので、ぜひそういったところでも積極的に意見出しをしていただくといいかなと思います。

○堂路副市長（始良市） ありがとうございます。

先ほどからありますように、積極的にいろんな情報公開をいただければ助かるところです。最近では、九州電力さんのほうにも様々な施設とか、先般も職員が定期検査に伴って燃料棒取り出しの視察をさせていただくとか、そういうようなところから市民へ伝えられることもあって助かっているところがございますので、今後ともよろしく願い申し上げます

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

お待たせをいたしました。さつま町の角副町長からお願いをいたします。

○角副町長（さつま町） さつま町の角でございます。

本日は、お忙しい中、このように意見をお聞きいただく場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。本町といたしましても、大変ありがたく思っているところがございます。

さつま町は、区域の約3分の2がUPZ圏内に含まれておりまして、原子力防災は、本町に取りましても最も重要な行政課題の一つとして捉えているところがございます。事業者である九州電力様とは、安全協定に基づきまして、必要な情報提供や現地視察などを通じまして、連携を続けてまいりましたし、住民の皆さんの不安を少しでも和らげられるように、本町といたしましても、できる限りの取組を今も進めてきているところがございます。

本日は、規制委員会の皆様に二つの点について、お願いとお伺いを申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目でございます。1点目は、想定外を極力生まない姿勢を今後も徹底していただきたいということでございます。

東日本大震災の際には、想定外という言葉が国民の不信を招いたことは、今でも重く受け止める必要があると私どもも感じているところがございます。令和2年の意見交換会の場におきましても、規制基準は見直しを続けていくとの御説明がありましたけれども、この5年間で得られた新たな知見や国際動向等を踏まえ、現行基準において、さらなる改善の余地がどこにあるのか、規制委員会としての御意見がございましたら、お伺いをいたしたいというふうに考えております。

また、原子力防災訓練につきましても、住民の理解と信頼を得るためには、一般公開や住民参加の拡大が非常に重要だというふうに認識しております。専門用語が多く分かりに

くいという声もたくさん聞いておりますので、住民が参加しやすい形への工夫や訓練内容の分かりやすい説明、用語の解説などにつきましても、引き続き御指導並びに御配慮をお願いしたいというふうに思っております。

2点目につきましては、昨年実施されました国の原子力防災訓練についてでございます。

昨年2月には、鹿児島県で国の原子力防災訓練が実施をされまして、多くの住民の皆さんが参加をされました。また、国や自衛隊を初め、県外からも多くの関係機関が参加をいたしまして、大規模な訓練が実施されたというふうに思っております。

この訓練を通じまして、どのような成果や、あるいは課題が見えたのか、規制委員会としてのお受け止めがございましたらお聞かせいただけましたら、我々といたしましても、今後の防災計画や訓練の改善に生かしていきたいというふうに考えておりますので、この2点について、よろしく御指導方、お願いいたします。

○山中委員長 非常に貴重な御意見をいただきました。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、原子力に100%の安全はないということで、常々、私どもは想定外というのを考えない、常に新しい知見を基準の中に取り入れていく、継続的改善というのが我々の務めであるというふうに考えているところでございます。

この数年間でございますと、東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に基づいて、水素爆発に対する対策を基準の中に盛り込みました。また、震源を特定しない、つまり、活断層が現れていないような場所でも地震を想定するというような考え方を盛り込みまして、それぞれの事業者バックフィットをお願いして、対応していただいているところでございます。

そういうような新しい知見が世界的に見いだされた場合には、必ずすぐさま日本の基準の中に取り入れる、あるいは緊急的なものであれば、すぐさま事業者に対応をお願いするという、そういう対策を私ども原子力規制委員会は取らせていただいているところでございます。今後も継続的な改善は続けさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

訓練内容、訓練というのは非常に、先ほどもお話しさせていただきましたように、計画を立てるだけではなくて、それを実際に動かしてみて、それがどのように働くのかということの評価し改善していくために必要なことでございます。特に原子力災害については、放射線からの防護措置として、遠くに逃げるのと同時に、逃げるということの弊害、これ

はもう東京電力福島第一原子力発電所の事故の大きな教訓として、無計画な避難で2,000名からの方が亡くなってしまった。放射線の影響で何か障害を負われたような方は一人もおられないにもかかわらず、そういう無計画な避難というのは、非常に我々にとっては問題であるという意識が非常に強うございます。防護措置としては、予防的に5km圏内の方々には避難をいただく。5km圏～30km圏内では、放射線から遮蔽をするということで、家の中にとどまらせていただくということが非常に有効であるということで、そういう二つの手段を使い分けております。単に家の中でじっとしておいてくださいねというお願いではなくて、そのあたり、もっと我々、分かりやすく説明をさせていただく必要があるかと思ひますし、これから関連文書も近々策定をさせていただきますので、神田委員なり私が出向いて御説明させていただければというふうに思ひます。

総合防災訓練、一昨年、私も参加をさせていただいて、能登半島の地震を経て、やはり自然災害と原子力災害が複合して起こるような場合、きちっとそこは対応しないといけないうねということで、たくさんの方が壊れたとか、避難道路が使えない場合どうするんだとかというところは、課題として非常にうまく取り上げられたかなというふうには考えているところでございます。

ただ、広域避難ということについては、まだまだ課題があるところかなというふうに思ひますので、今後の防災訓練等には反映してまいりたいというふうに思ひますし。一昨年の防災訓練では、屋内退避等についての分かりやすい資料を事前に住民の方にお配りをしていただいて、少しはそういう啓蒙活動をすることができたかなというふうに思ひておりますけれども。今後も総合防災訓練なり自治体で行われる訓練については、そういう住民の方に資料をお配りをして、訓練を機に御理解をいただくということは、努力してまいりたいというふうに思ひております。

○神田委員 昨年度、令和6年度の訓練に対しての評価でございますけれども、こういった振り返りにおいては、川内地域の緊急時対応や地域防災訓練等の検証として、住民避難等において一時集合場所、避難退域時検査場所及び避難時におけるDX活用での受付、安定ヨウ素剤の配布等の計画上の一連の手続が円滑に行われており、問題点がないことを確認したというふうに報告を受けています。

それで、令和7年度、どのような訓練を行われたかといいますと、テーマとして、先ほど申し上げましたとおり、自然災害との複合災害になった場合への対応が1点と、あと要員参集が可能な状況での対応手段の確立ということで、休日に災害が起こった場合という

想定での訓練が行われました。また、国内向けのメッセージの検証ということで、広報ですとか、SNSを用いた国民向けの分かりやすいメッセージの発信要領の演練とかも行われたんですけども、これは令和6年度の訓練のときに何かというよりは、これまで過去において行われた訓練の積み残しの部分を行ったということだろうというふうに思っております。

私ども、令和7年度の訓練の振り返り、いろんな形で今行っているところでございまして、多くの方の協力を得て実施される訓練でございまして、その効果が最大化になるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山中委員長 大変お待たせをいたしました。長島町の長岡副町長からお願いをいたしたいと思います。

○長岡副町長（長島町） ありがとうございます。長島町です。

本日は、原子力規制委員会の皆様と意見交換の機会をいただき、誠にありがとうございます。

長島町は、黒之瀬戸大橋一本で九州とつながっており、もし大地震によって橋が通行止めとなった場合、船舶での避難しかできないんじゃないかというのが町民共通の不安要素となっております。長島町もUPZ自治体として原子力防災対策を進めるに当たりましては、避難所や避難路の整備、避難用バス及び人員の確保、防災行政無線など情報伝達手段の強化など、多岐にわたって設備・資機材の確保が求められております。

しかしながら、先ほども出ましたけれども、自治体の財政状況は依然として厳しくて、これらの設備を十分に整え、継続的に維持・更新していくことは非常に大きな負担となっております。

自治体としても、可能な限りの工夫と努力を重ねておりますけれども、限られた財源の中で、求められる水準を確保することは容易ではなく、万全な防災環境の整備には常に苦慮しているところでございます。

つきましては、国におかれまして、UPZ自治体が抱えるこうした現実の実情を御理解いただきまして、自治体の負担がこれまで以上に軽減されるよう、先ほどから出ております電源立地交付金制度など既存制度における財政措置のさらなる拡充を御検討いただきたいと思います。

併せて、自治体が活用しやすく、効果的に防災力を高めることができるような新たな補助事業の創設など、より実効性の高い仕組みの構築についても、ぜひ御配慮賜りたくお願い

いたします。

住民の安心と安全を確実に守るために、そして、地域の将来にわたって持続可能な防災体制を築くためにも、国としての力強い御支援と力添えを重ねてお願い申し上げますとともに、規制委員会におかれましては、事あるごとに国への適切な御助言をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山中委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

財政的な御苦勞、自治体に本当におかけをしているというのは、理解をいたしているところでございます。自治体が防災力を高めるための、何かこれまでとは違う支援というのができないかどうかということについては、内閣府の原子力防災担当と情報共有をして、検討をお願いしたいというふうに思っております。

国への様々な助言ということについては、今日もいろいろ御意見をいただきましたので、ぜひとも内閣府と、あるいは他省庁との連携も密に図りながら、特に原子力災害時の備えに対しての取組をいかに支援できるか、あるいはサポートできるかというところについて、考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしいですか。

よろしゅうございますでしょうか。知事、町長、市長、副市長、自治体の職員の皆さんから御意見いただきましたけれども、ほかに御出席いただいている方々から、何か御意見おありになる方、おられますでしょうか。

どうぞ。

○日高県議会議長（鹿児島県） どうもありがとうございます。県議会議長の日高でございます。

今日は関係地域の方々の出席であります。我々議会は、県内全域から集まってきております。そういう意味で、やはり一人一人の意見というのも温度差が地域によって違うという状況がございますので、それらにしっかりと対応するために、やはり先ほどからありますように、みんなで一緒になって原発のことを考えていこうという、そういう意識づくりが必要だと思っておりますので、そのことをぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

先ほどからあります乾式貯蔵の施設につきましても、私ども県議会に九州電力さんにおいでいただいて、説明もいただきました。しかしながら、やはり先ほどからありますように、今後の道筋はどうなるのと。それはそれとしていいけど、先々どうなるのというようないろんな意見もございますので、それらも含めて、やはり私ども県議会として、みんな

で原子力をしっかりと安全なものとするために努力をするという意味では、共有した考え方を持たなければならないと思っていますので、何度も申しておりますが、そのことをしっかりと伝えられる何かいい方法で、これは議員だけじゃなくて、県民の方々と一緒なんです。そういう情報発信をぜひしていただきたいなど。そのように、今日意見を聞いておまして、特に感じたところがございますので、地元は地元の思いがありますが、やはりあまり通常縁のないところは、そこまで考えていないというのが実情だと思っておりますので、皆さんと考え方を共有するためにも、ぜひ情報発信、そのことを大切にやっていただきたいと思います。

以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。

我々規制委員会としても、対話、情報発信というのは重要視をしているところでございます。対話の場、あるいは情報発信の場、何か御提案いただければ、私ども、直接出向きまして、できるだけ分かりやすい説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、少し時間過ぎておりますけれども、九州電力から全体を通じて何かございますでしょうか。

○西山社長（九州電力） どうも本日は、地元の自治体の皆様、議会の皆様、そして原子力規制委員会の皆様、本当に真摯に多面的に貴重な御意見をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

私どもに対しても、特に、やっぱり安全、そして情報の公開、そうしたところ、強く御意見をいただいたというふうに認識しております。引き続き皆様に安心していただくように、そして信頼していただくように、しっかりと原子力の安全対策に関して、分かりやすく情報公開に努めるとともに、安全を第一にした事業運営を続けることによって、九州電力はしっかりと原子力事業を担っているというふうに思っていただけのように、引き続き努力してまいりたいと思いますので、引き続き、どうぞ御指導よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから司会を所長のほうにお返しをしたいと思います。お願いをいたします。

○川越所長 それでは、ここからは私が司会進行を務めさせていただきます。皆様、どう

もありがとうございました。

それでは、神田委員から御挨拶をお願いいたします。

○神田委員 本日はどうもありがとうございました。

原子力発電所というのは、自然環境ですとか、住民の方々との関係、それから、これまでの歴史、そして事業者の組織文化など、いろいろなものを背負っていらっしゃるんだと思います。それが本日、見せていただく機会が得られましたし、何よりも現場の、本当に地元のトップの方々との意見交換をさせていただいたことで、私自身にとっては、今後の見通しが大変よくなったというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

○川越所長 ありがとうございます。

それでは、最後に、山中委員長から御挨拶をお願いいたします。

○山中委員長 本日は、お忙しい中、貴重な意見交換の場を設けていただきまして、ありがとうございました。

皆様方からいただいた貴重な御意見、あるいは、住民の方々は何を今御心配になられているのかというのが改めて私ども、十分理解ができたところでございます。今後の規制の改善に役立ててまいりたいというふうに思いますし、ぜひとも私ども、様々な方々との対話というのは、これからも積極的に進めたいというふうに思っておりますので、御要望がございましたら、直接委員会のほうに御連絡いただきましたら、委員長、あるいは委員が直接出向いて御説明するということも可能でございますので、そういった御要望は遠慮なく申しつけていただければと思います。今日は本当にありがとうございました。

○川越所長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、原子力規制委員会と川内原子力発電所地元関係者との意見交換を終了いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。